

流入施設の使用料算定方法について

本市の農業集落排水施設使用料は、世帯の使用人数に応じた定額制（人数割制）を採用していますが、**一部店舗や事業所**では、一般家庭と比べ多量の汚水を排出する施設もあれば、事業所のトイレ使用のみ（工業排水は排出できないため）など、逆に一般家庭よりも少量の汚水排出にとどまる施設があるなど、その**事業の形態により利用実態も様々**です。

このような施設を、一般家庭と同じく人数割制にて一律に使用料算定することは、**実際の汚水排出量との乖離性が大きく、公平性を欠くことから一般家庭とは異なる使用料の算定方法**を採用しています。

※一般家庭と異なった使用料算定方法を採用している施設を「流入施設」といいます。

【流入施設の使用料算定方法】

実際の使用水量に応じた**従量制を採用**

※**従量単価がないため、水量を人数に換算して算定**

当該施設の過去一年間の水道使用量を、一人当たりの**最大排出汚水量**（最も汚水を排出する人での一日あたり水量）で除したものを、使用人数とみなして、人数割制の使用料表から使用料を算出。

※（実情に近づけるため上記とは異なる算定法を採用している施設も一部あります。）

例：**年間使用水量** $420,000 \text{リットル} = 420 \text{m}^3$
一人あたり最大汚水量（年間）
 $1 \text{人} \times 1 \text{日} \times \text{最大汚水量} 300 \text{リットル} \times 365 \text{日} = 109,500 \text{リットル} = 109.5 \text{m}^3$
 $420 \div 109.5 = 3.8356 \dots \approx 4 \text{人（切り上げ）}$

※最も汚水を排出する人（300リットル/日）で割っているため、人数は切り上げています。

使用人数

金額

1人世帯

3,140円

2人世帯

3,660円

3人世帯

4,180円

4人世帯

4,700円

以後1人増につき

プラス520円

使用料表から

4人世帯 月額4,700円
として認定
(年度毎に見直しします。)

熊谷市 上下水道部 経営課 料金係

〒360-0811 熊谷市原島1031(東部浄水場内) Tel.048-520-4132